

湖西市経常設計等共同企業体取扱要綱

平成17年2月8日 告示第4号

改正 平成26年11月21日 告示第157号

（目的）

第1条 この要綱は、建設工事に係る測量、調査、設計等の業者（以下「業者」という。）が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力を強化することを目的として結成された共同企業体（以下「経常設計等共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（共同企業体の運営形態）

第2条 経常設計等共同企業体の運営形態は、構成員（経常設計等共同企業体を構成する業者をいう。以下同じ。）が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

（対象業務）

第3条 経常設計等共同企業体の対象業務は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

（入札参加の取扱い）

第4条 経常設計等共同企業体に登録した業務については、その入札参加資格有効期間中、構成員は単体の業者として一般競争入札及び指名競争入札には参加させないものとする。

（構成員の数）

第5条 経常設計等共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

（構成員の組合せ）

第6条 経常設計等共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 認定を受けようとする経常設計等共同企業体に係る業務（以下「当該業務」という。）について、湖西市における競争入札参加資格の認定を受けている者による組合せであること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。
- (3) 有資格者のうち、湖西市競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者の認定基準に基づき、市内業者と認定された者による組合せであること。

（構成員の要件）

第7条 経常設計等共同企業体の構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者又は同令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定により指名競争入札に参加させることができない者でないものとする。

(結成方法)

第8条 経常設計等共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 一の企業が、認定を受けることができる経常設計等共同企業体の数は、1に限るものとする。

(出資比率)

第9条 経常設計等共同企業体のすべての構成員のうち、出資比率の最小限度は、次に掲げるとおりとする。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第10条 経常設計等共同企業体の代表者は、当該企業体の構成員において決定された者とする。

(資格審査の申請)

第11条 資格審査の申請をしようとする経常設計等共同企業体は、指定の期日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 経常設計等共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 経常設計等共同企業体協定書（様式第2号）の写し

(3) 各構成員の技術者名簿

(4) 委任状（様式第3号）

(5) 使用印鑑届（様式第4号）

2 前項各号に規定する書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(資格審査)

第12条 経常設計等共同企業体の資格審査については、第5条から第9条に規定される事項について行うものとする。

(協定書第8条に基づく協定書)

第13条 入札の結果、湖西市と契約を締結する経常設計等共同企業体（以下「契約企業体」という。）は、契約業務に係る出資比率を決定し、構成員間で経常設計等共同企業体協定書第8条に基づく協定書（以下「8条に基づく協定書」という。）（様式第2号の2）を取り交わすものとする。

2 契約企業体は、請負契約締結後、すみやかに8条に基づく協定書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

(解散等)

第14条 経常設計等共同企業体は、認定を受けてから2年以内に解散し、又はその構成員の組合せを変更してはならない。ただし、他の構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

経常設計等共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

湖 西 市 長

企業体の名称		経常設計等共同企業体
代 表 者	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊟
構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊟
構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊟

資格審査を希望する業務種別

今般、連帯責任によって請負業務の共同履行を行うため、

を代表者とする 経常設計等共同企業体を結
成し、湖西市が発注する建設業関連業務委託の指名競争入札に参加するために資格審査を
受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約しま
す。

様式第2号(第11条関係)

経常設計等共同企業体協定書

(目的)

第1条 当設計等共同企業体は、湖西市発注に係る建設業関連業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当設計等共同企業体は、
経常設計等共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は事務所を湖西市 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は 年 月 日に成立し、その存続期間は 年 月 日までとする。ただし、存続期間を経過して企業体に係る委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積書の提出、工事請負契約(その変更契約も含む。)の締結、請負代金の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者である企業に委任するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 企業体の構成員の出資の割合は別途協定書において定めるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行

の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、委託契約の履行、下請契約その他の業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、
とし、企業体の名称を冠した代表者名義の預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、これを第三者に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者が有る場合においては、残存構成員が業務を完了する。

3 第1項の規定により脱退した者がいるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する出資の割合に加えた割合にする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員のうちから、代表者を変更することができるものとする。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第20条 企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記協定の成立を証明するため、この協定書 通を作成し、構成員が記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

④

住 所
商号又は名称
代 表 者

④

住 所
商号又は名称
代 表 者

④

様式第2号の2(第13条関係)
経常設計等共同企業体協定書第8条に基づく協定書

湖西市発注の下記業務については、経常設計等共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

業務の名称		
出資の割合	商 号 又 は 名 称	出資の割合
		%
		%
		%

上記協定の成立を証明するため、この協定書 通を作成し、構成員が記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

①

住 所
商号又は名称
代 表 者

①

住 所
商号又は名称
代 表 者

①

様式第3号(第11条関係)

委 任 状

年 月 日

湖 西 市 長

企業体の名称

経常設計等共同企業体

代 表 者	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊦
構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊦
構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊦

私は、次の者を当企業体の代理人と定め、湖西市発注に係る建設業関連業務委託に関し、次の権限を委任します。

(受任者)

共同企業体代表者	住 所 商号又は名称 代 表 者
----------	------------------------

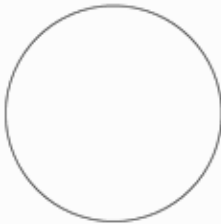
(委任事項) ①業務の履行に関し、当企業体を代表して湖西市と折衝する権限
②業務の入札及び見積りに関する一切の権限
③業務完了保証に関する一切の権限
④業務の請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
⑤上記権限の範囲において、副代理人を選任する権限
⑥その他業務の履行に関し、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

様式第4号(第11条関係)

使用印鑑届(経常設計等共同企業体用)

年 月 日

使 用 印



上記の印鑑を 経常設計等共同企業体の印鑑として入
札、見積りに参加し、契約の締結及び代金の請求並びに受領のために使用したく、届け出
ます。

湖 西 市 長

企業体の名称

経常設計等共同企業体

代 表 者 住 所
商号又は名称
代 表 者



構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者



構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者

